読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	農業用動産抵当登記令第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項及び第二項
第二百四条第一項	第百九十三条第一項の交付の請求又は第百九十五条第一項の交付の請求	農業用動産抵当登記規則第三十六条第一項の交付の請求
	第百九十七条第六項（第百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）	農業用動産抵当登記規則第三十八条第六項
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（建設機械登記規則の一部改正）

第四条　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（不動産登記規則の準用）		
第三十五条　［略］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百十九条の二第一項及び第二項並びに第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	建設機械登記令第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項

改正前		
（不動産登記規則の準用）		
第三十五条　［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	建設機械登記令第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月二日）から施行する。